資料３－３

令和４年度
環境省行政事業レビュー
公開プロセス資料

事業番号	事業名
３	小型家電リサイクル推進事業費

論点について

事業名：小型家電リサイクル推進事業費

〇市町村等の支援は効率的・効果的か。また、支援を通して得られた知見の他地域への横展開が期待できるか。

〇小型家電リサイクル制度に対する消費者の認知度向上と行動変容を促すため、効果的な普及啓発が実施されているか。

事業番号　2022　－　環境　－　21　－　0153

令和4年度行政事業レビューシート（　環境省　）

事業名	小型家電リサイクル推進事業費			担当部局庁	環境再生・資源循環局	作成責任者
事業開始年度	平成24年度	事業終了（予定）年度	終了予定なし	担当課室	総務課リサイクル推進室	リサイクル推進室長 平尾　禎秀
会計区分	一般会計					
根拠法令（具体的な条項も記載）	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第4条			関係する計画、通知等	循環型社会形成推進基本計画 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針	
主要政策・施策	－			主要経費	その他の事項経費	
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	使用済小型電子機器等のリサイクルの取組を日本国内に広げることで、廃棄物の減量化や有用金属の再資源化を促進し、国内の循環型社会の形成と資源安定供給の実現を図ること。					
事業概要（5行程度以内。別添可）	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進するため、回収量の増加や効率的なリサイクルの実施に向け、市町村に対する支援事業の実施や調査・検討等を行うとともに、令和3年3月に改正された基本方針に基づき、各関係主体が小型家電の回収、再資源化の効率化に向けたコミュニケーションを促進するための施策や、リチウム蓄電池を使用した小型家電の適正処理及びリサイクルの推進のための普及啓発等を行う。					
実施方法	委託・請負					

予算額・執行額（単位：百万円）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求
予算の状況	当初予算	150	150	149	135	
	補正予算	－	－	－	－	
	前年度から繰越し	－	－	－	－	
	翌年度へ繰越し	－	－	－	－	
	予備費等	－	－	－	－	
	計	150	150	149	135	0
執行額		132	128	144		
執行率（%）		88%	85%	97%		
当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（%）		88%	85%	97%		

令和4・5年度予算内訳（単位：百万円）

歳出予算目	令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由
環境保全調査費	134		
職員旅費	1		
計	135	0	

活動内容（アクティビティ）

小型家電の回収量増を図るため、主に市町村に対して小型家電の回収支援、普及啓発支援を行う。

活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	5年度活動見込
市町村の回収量増	市町村支援事業数	活動実績	件	5	11	10	－	－
		当初見込み	件	5	15	10	15	－

単位当たりコスト

算出根拠		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込
X：事業費（万円）／Y：回収・再資源化量（t/年）	単位当たりコスト	万円/t	0.1	0.1	調査中	－
	計算式	X/Y	13,200/98,833	12,800/102,489	調査中	－

成果目標及び成果実績（アウトカム）

定量的な成果目標	成果指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 5 年度
令和5年度中に年間14万トンの使用済小型電子機器等の回収・再資源化を実施する。	使用済小型電子機器等の回収・再資源化量（令和3年度の成果実績は調査中）	成果実績	トン	98,833	102,489	調査中	－	－
		目標値	トン	140,000	140,000	140,000	－	140,000
		達成度	%	71	73	調査中	－	－

根拠として用いた統計・データ名（出典）

・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（令和3年3月1日改正）
・令和3年度小型家電リサイクル法施行支援及びリチウム蓄電池等処理困難物適正処理対策検討業務報告書

成果目標及び成果実績（アウトカム）欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載　チェック

政策評価、新経済・財政再生計画との関係					
政策評価	政策	–			
	施策	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	政策評価書URL	https://www.env.go.jp/guide/seisaku/bunseki/r03_pdf/04_02.pdf	
			該当箇所	P1	
新経済・財政再生計画改革工程表2021	取組事項	分野:	–	–	
		(新経済・財政再生計画改革工程表 2021) URL:		–	
		該当箇所		–	

事業所管部局による点検・改善

	項　目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	天然資源が少ない我が国において、当該事業を通じて小型家電リサイクルを推進する環境整備を進め、資源として有効利用することで、天然資源の新規投入を減らして環境負荷を低減するとともに、経済面でも我が国として大きな利益を得ることが期待されるものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	小型家電リサイクル法において、国の責務として、使用済小型電子機器等の分別収集、再資源化を促進するために必要な資金の確保や情報収集、広報活動等を行うこととされている。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	施策の基本方針において定められた「令和5年度までに年間14万トン」の回収目標に対し、令和2年度実績は約10.2万トンであり、また、令和3年3月に改正された基本方針においても、国の取組として市町村への必要な支援等を求められている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争契約については、仕様書に過去の事業報告書を参照できる旨を記載するなど、新規事業者の参入を促している。結果として、一者の応札しかなかったが、引き続き、新規事業者の参入を促していく。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	–
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	単位当たりコストについて、改正基本方針に則り、新たにリチウム蓄電池(及びその使用製品)の処理に関するモデル事業の実施や対策集の作成のため、費用が発生した。一方で、既存で行ってきた事業の見直し等により効率的に業務を行ったことでコスト削減が図れた。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	–
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	当該事業は、市町村への参加促進、市町村の回収量向上に向けた支援、再資源化の実施状況に関する情報収集、普及啓発等に関するものであり、事業目的に則した費目・使途となっている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	–
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	–
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	入札時に調査活動のスケジュール表を添付させることで、効率化が図られているか確認を行っている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	令和5年度までに使用済小型電子機器の回収量を年間14万トンとする成果目標に対し、令和2年度の成果実績は約10.2万トンと過去最高回収量であり、目標回収量に向けて順調に推移していると評価できる。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	小型家電リサイクル法に基づく基本方針において、国は制度の円滑な運用に向けて市町村等への支援を行うこととされており、国が主導的に情報収集や整理・分析を実施しそれを踏まえた支援を行うことで、効率的かつ効果的な取組となっている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されたが、支援自治体数は当初目標どおりとなった。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業を通じて得られた知見等を活用し、各市町村に対し、回収量増加に向けた支援事業を実施した。また、令和3年度においては、リチウム蓄電池の処理に関するモデル事業の実施や対策集の作成により、リチウム蓄電池起因の火災低減に向けた情報発信等を実施した。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	–

事業番号	事業名
	–

点検・改善結果		
	点検結果	本事業の目標である令和5年度までに回収量14万トンの目標に対し、令和2年度の回収量は約10.2万トンであり、一定の成果を挙げている。
	改善の方向性	制度の評価・検討に係る審議会での議論の結果に基づき、国は次回予定している令和6年度の見直しまでに必要なフォローアップを行うこととされている。 具体的には、市町村における優良事例の情報収集や横展開、小型家電回収量増加に向けた普及啓発とともに、関係主体間のコミュニケーションを促進し小型家電の回収や再資源化の効率化を図る。

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見	

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況	

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成23年度	－			
平成24年度	新24-004			
平成25年度	151			
平成26年度	153			
平成27年度	158			
平成28年度	150			
平成29年度	163			
平成30年度	160			
令和元年度	環境省 － 0154			
令和2年度	環境省 0158			
令和3年度	2021 環境 20 0164			

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

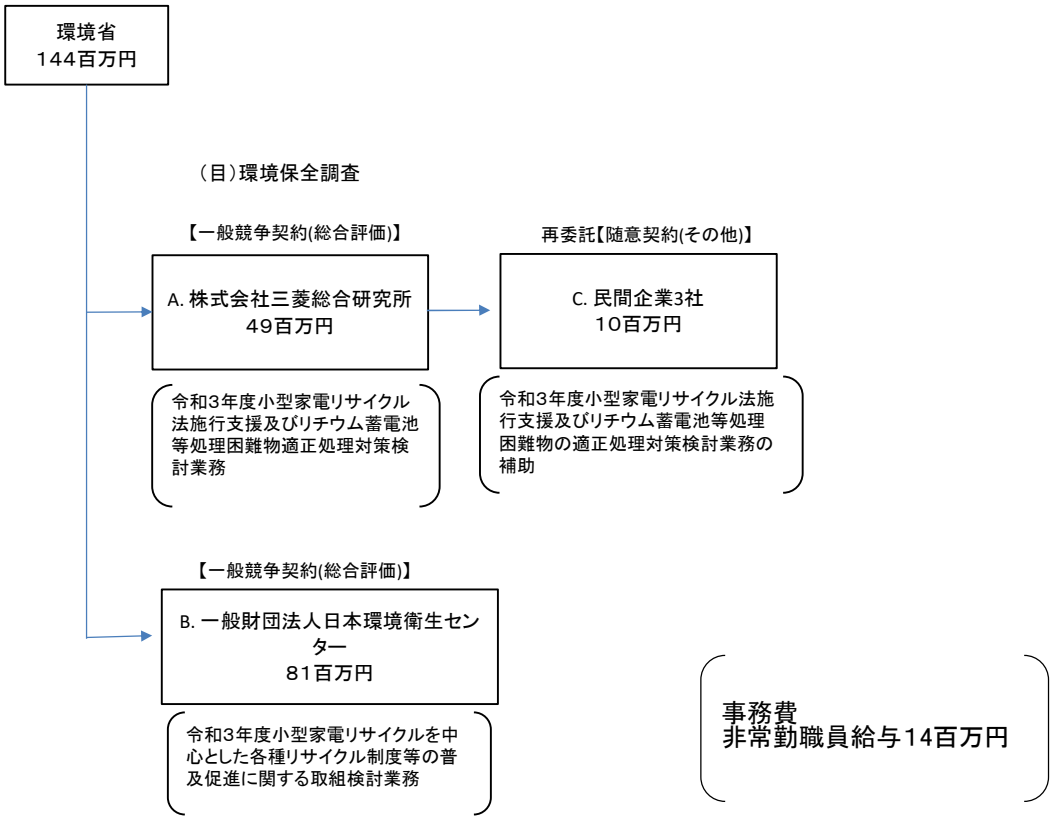

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

A.株式会社三菱総合研究所

費　目	使　途	金　額（百万円）
調査費	実態調査、分析、会議運営、報告書作成等	36
外注費	アンケート調査・集計業務、分析調査業務等	9
消費税等その他		4
計		49

B.一般財団法人日本環境衛生センター

費　目	使　途	金　額（百万円）
広報費	広報コンテンツ作成、広報活動、会議運営、報告書作成　等	74
消費税等その他		7
計		81

C.株式会社マクロミル

費　目	使　途	金　額（百万円）
調査費	消費者アンケートの実施	5
消費税等その他		1
計		6

D.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載　チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額（百万円）	契約方式等	入札者数（応募者数）	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策（支出額10億円以上）
1	㈱三菱総合研究所	6010001030403	令和3年度小型家電リサイクル法施行支援及びリチウム蓄電池等処理困難物適正処理対策検討業務	49	一般競争契約（総合評価）	1	93.5%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額（百万円）	契約方式等	入札者数（応募者数）	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策（支出額10億円以上）
1	（一財）日本環境衛生センター	2020005010230	令和3年度小型家電リサイクルを中心とした各種リサイクル制度等の普及促進に関する取組検討業務	81	一般競争契約（総合評価）	1	95.6%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額（百万円）	契約方式等	入札者数（応募者数）	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策（支出額10億円以上）
1	㈱マクロミル	9010001157227	令和3年度小型家電リサイクル法施行支援及びリチウム蓄電池等処理困難物適正処理対策検討業務の補助	6	随意契約（その他）	-	-	-
2	㈱環境管理センター	7013401000164	令和3年度小型家電リサイクル法施行支援及びリチウム蓄電池等処理困難物適正処理対策検討業務の補助	4	随意契約（その他）	-	-	-
3	(株)クレコ・ラボ	3010001118382	令和3年度小型家電リサイクル法施行支援及びリチウム蓄電池等処理困難物適正処理対策検討業務の補助	0	随意契約（その他）	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

【ロジックモデル】小型家電リサイクル推進事業（総務課リサイクル推進室）

課題／目的

- 使用済小型家電の回収量の目標値（年間14万トン）が未達成

▼

- 市町村等と連携して回収量を確保し、規模の経済を働かせることで効率的なリサイクルを実現する
- 効果的な普及啓発により消費者の行動変容を促進し、小型家電リサイクル制度を循環経済の基盤として社会へ定着させる

- レアメタルの安定供給体制強化【グリーン成長戦略】
- リチウムイオン電池の安全対策（発火防止）とリサイクル研究を支援【令和３年度自民党政権公約】
- 東京2020大会を契機とした普及啓発（メダルプロジェクト）の終了

本事業の範囲内

インプット

【予算】R4:135百万円、R3:149百万円、R2:150百万円、R1:150百万円

アクティビティ

- 消費者・市町村・認定事業者における分別回収等の実態調査
- リチウム蓄電池等の処理困難物の実態調査
- 回収量増加に向けた方策検討（効率的な回収方法等のコンサルティング・モデル事業と横展開等）
- 小型家電リサイクル制度の定着に向けた消費者への普及啓発　　等

- 目標達成の目安（年間1kg/人）を達成した市町村は全体の約25%
- リチウム蓄電池等による火災（R2 :4,575件）
- 消費者の小型家電リサイクル制度の認知度は6割程度

アウトプット

- コンサルティング・モデル事業等を通して、回収量増加やリチウム蓄電池等の処理困難物対策に関するノウハウ・事例の蓄積
- ガイドライン、手引き、取組事例集等への反映（見直し）

- コンサルティングを活用した市町村数
  R3：10件
  R2：11件
  R1：5件

アウトカム

短期：実効的な対策・普及啓発の横展開を通して年間回収量1kg/人以上の市町村数が増加

中期：年間回収量1kg/人以上の市町村を軸に市町村・認定事業者等の関係主体間での効率的なリサイクル・普及啓発に向けたコミュニケーションが自発的に発生

長期：消費者の廃棄方法に対する行動変容
認定事業者への逆有償や無償での引渡しもなくなり、市町村の採算性を確保しながら都市鉱山を活用したリサイクルを実現

- 年間回収量（全国、市町村別）
- 年間回収量1kg/人以上の市町村数
- 使用済小型家電回収時の火災発生件数

インパクト

- 資源供給の偏在性と寡占性への対応からバージン原料の使用量削減
- 不適正な海外への使用済小型家電流出の抑制し、国内の資源循環を促進することによって、有用資源を確保

- 年間回収量（全国、市町村別）
- 有用金属の回収率

小型家電リサイクル推進事業費

令和４年６月

環境省　環境再生・資源循環局

総務課　リサイクル推進室

１．本事業の背景と目的･概要

２．本事業の実施内容

（１）施行状況調査

（２）市町村等への支援

（３）小型家電リサイクル制度の普及啓発

３．成果と改善の方向性

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

制度の必要性	✓ 廃棄物として市町村が処理している小型家電からは、**十分な資源回収（有用金属）がなされていない状況**。大型家電や自動車等以外の製品は、鉄、アルミニウム等の一部の金属を除き、埋立処分されていた。 ✓ 資源価格の変動、収集コスト等の影響を克服しながら、**関係主体が工夫して小型家電リサイクルを継続できるよう、制度的枠組みにより担保**することが必要。
目的	✓ 小型家電リサイクルの目的は、**廃棄物減量化**、**有害物質対策**、**資源確保**を通しての**循環型社会形成の推進**。 ✓ 市町村は、**一般廃棄物の処理責任**を有しており、**環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保**されることを軸として、**小型家電リサイクルについても、循環型社会の形成のための施策として推進**することが必要。
制度の概要	✓ 小型家電は資源性を有することから、**広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能**。そこで、小型家電リサイクル制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する**促進型の制度**として構築。 ✓ 小型家電の再資源化事業を行おうとする者については、再資源化事業計画を作成し、**主務大臣の認定を受けることにより、廃棄物処理業の許可が不要となり、広域的・効率的な回収を促進**。

制度対象品目

携帯電話、ゲーム機、プリンター等の28品目

(イメージ)

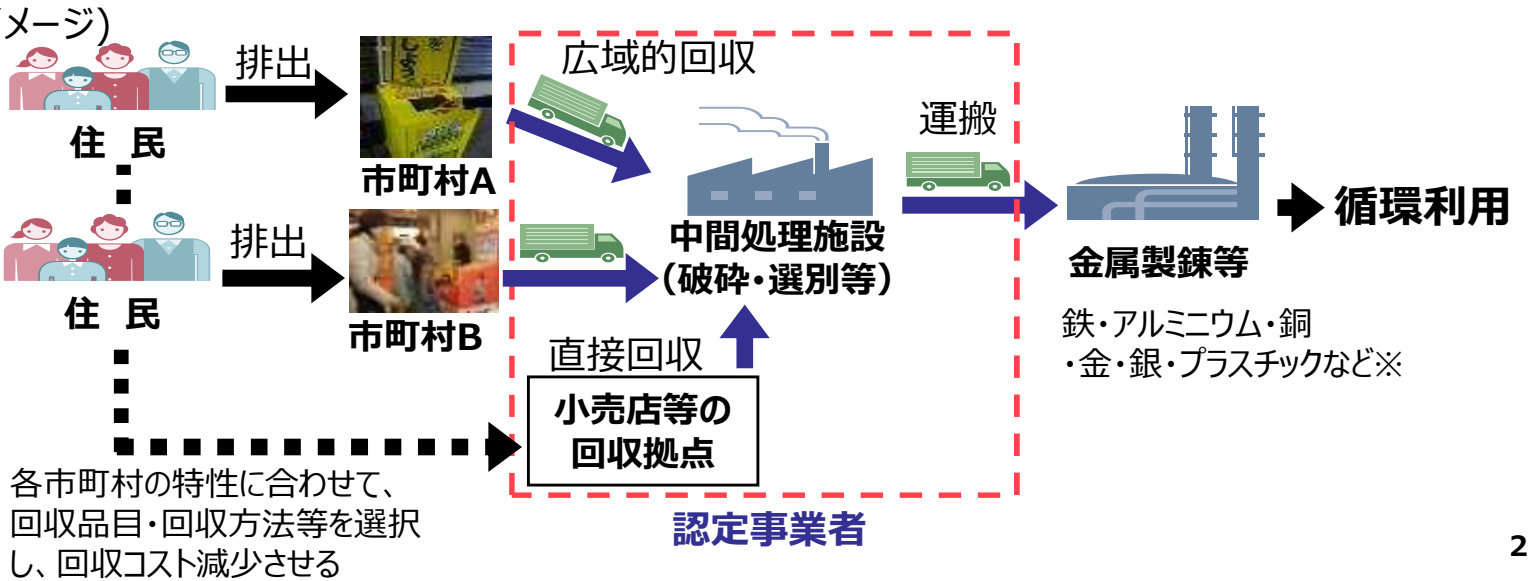

小型家電リサイクル推進事業費

背景・目的

市町村の小型家電回収量増加、回収コスト減少を支援し、基本方針に定められた**令和５年度までに年間14万トン（国民1人当たり約1kg）**の回収

国による支援

情報収集・分析等

① 法律の施行状況調査（小型家電回収量の把握と廃棄後流通フローの作成及び制度のあり方検討）

市町村、認定事業者の取組への支援

② 回収量拡大に向けた市区町村への個別コンサルティング等の実施
③ 小型家電回収における便益可視化の促進、リチウム蓄電池の発火リスク低減等の数値化しづらい便益の対応
④ 認定事業者、市町村、製造事業者、消費者等のコミュニケーション促進の方策検討、意見交換の実施

コンサルティング

✓ 市区町村の担当者や施設運営者との意見交換を通じて、課題を抽出し、改善メニューの検討、市区町村に対する提案を実施

モデル支援事業

✓ 適切な排出周知（チラシ、新聞広告、地域メディア広告等）や回収支援

他の市区町村へ横展開

市町村向け手引き

✓ 市区町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き
✓ 市区町村における小型家電リサイクルの費用便益分析ツール
✓ 小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集　　等

効果的な普及啓発の実施

⑤ 東京2020大会の開催を契機とした小型家電リサイクル制度の普及啓発

1人あたりの年間回収量の分布

区分	市町村数
1kg以上	446
0.5kg～1kg未満	189
0.3kg～0.5kg未満	113
0.1kg～0.3kg未満	189
0.1kg未満	453
未実施/未回答	351
合計	1,741

目標

１．本事業の背景と目的･概要

２．本事業の実施内容

（１）施行状況調査

（２）市町村等への支援

（３）小型家電リサイクル制度の普及啓発

３．成果と改善の方向性

施行状況調査

✓ 施行規則第15条に基づく認定事業者の報告内容の整理とともに、消費者の保有・排出実態や意識、市区町村の回収状況等を調査・整理している、小型家電リサイクル法の施行に当たって必要不可欠な調査

✓ **小型家電の使用・排出の実態把握とフロー推計**

✓ **消費者アンケート**

保有・排出実態、消費者意識　等

✓ **市区町村調査／認定事業者報告・補完調査（アンケート・ヒアリング）**

回収状況（回収量、方法、品目等）、入札・契約状況、
回収量の増減理由、回収方法の変更理由、逆有償化への対策、リサイクル技術　等

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成25年経済産業省・環境省令第3号）

（報告）

第十五条　認定事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る再資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　次に掲げる数量又は重量

イ　当該一年間に引き取った使用済小型電子機器等の数量

ロ　当該一年間に引き取った携帯電話端末及びＰＨＳ端末並びにパーソナルコンピュータの数量

ハ　当該一年間に回収した密閉形蓄電池等の数量及びフロン類の重量

ニ　当該一年間に使用済小型電子機器等の再資源化等により得られた資源の種類ごとの重量

ホ　使用済小型電子機器等の再使用を行った場合にあっては、再使用を行った小型電子機器等の全部又は一部の種類ごとの数量

市町村等へのコンサルティング

- ✓ 環境省（委託先）が**現場確認**により市区町村の実情を把握した上、市区町村の**担当者や施設運営者との意見交換**を通じて**課題を抽出**
- ✓ 人口規模、従来のごみ回収区分、清掃工場の設備等、それぞれの市区町村の状況に応じた改善メニューを提案
- ✓ 市区町村は提案内容について検討を進め、可能な限り改善を行い、その**結果を検証**する（例えば、**回収量増加への寄与、費用対効果の改善を確認**）

現場確認	意見交換	課題抽出・提案	提案内容の検討・改善
● ボックス設置場所の確認 ● 小型家電が排出されるごみステーションの確認 ● 小型家電の持込み回収場所の確認 ● 清掃センターでのピックアップ作業の確認	● ボックス設置場所の変更可能性 ● パソコン等の品目追加の可能性 ● ごみステーションでの分別の徹底可能性 ● 広報普及啓発方法の改善可能性 ● 費用便益ツールの使い方	● 対象品目が限定されているため、回収対象品目のサイズ制限をなくす ● パソコンを回収対象品目に位置付ける ● ごみステーションにおける不燃ごみの組成調査を行い、分別状況を確認 ● 普及啓発資料の改善	● 対象品目のサイズ制限の撤廃、パソコンの回収対象品目への追加 ⇒回収量増加への寄与の確認 ● 組成調査を実施 ⇒分別の再徹底を指導 ⇒回収量増加への寄与の確認 ● 小型家電回収の費用便益の確認

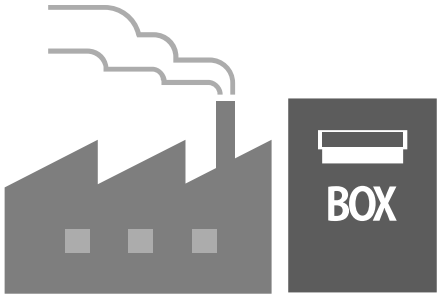

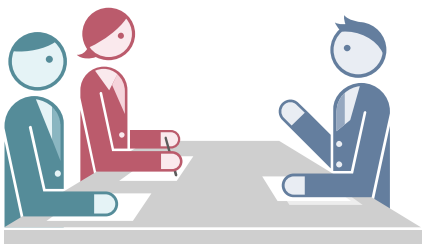

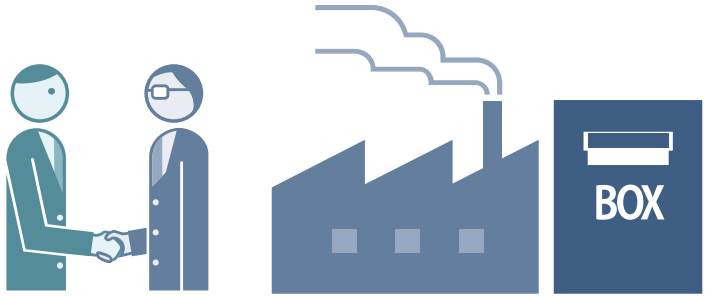

市町村等へのコンサルティング

✓ コンサルティングでは、費用便益分析ツールを用いつつ、市町村の状況に応じた改善提案を行っており、ピックアップ回収やステーション回収の強化等を通じて回収量の増加に繋がっている。

✓ **支援累計：57市町村**
（H28：17市町村、H29：10市町村、H30：４市町村、R1：5市町村、R2：11市町村、R3：10市町村）

	コンサルティング前の課題	コンサルティング後の主な実施事項	回収量の変化
A市	• ボックス回収・宅配便回収は既に実施しているが、小型家電の**回収ポテンシャルが大きいと見込まれる粗大ごみ、自己搬入ごみ、臨時ごみからの回収ができていない**。	• H29中にピックアップ回収の実証試験を実施し、現場での対応可能性や回収見込量を確認。H30より**ピックアップ回収を開始。**	**約2.1倍** （22g/人⇒47g/人）
B市	• **メダルプロジェクト**への参加にあたり、効果的な回収方法、PR方法を検討したい。 • **パソコンが回収対象外**となっている。	• メダルプロジェクトのため、H29中に**ボックス回収を4か所追加、イベント回収2回**を実施 • パソコンの**宅配回収を実施する認定事業者と提携**。 今後、持ち込みごみでのパソコン回収を検討中	**約1.8倍** （5g/人⇒8g/人）
C市	• **パソコンが回収対象外**となっている。 • ピックアップ回収の実施現場で、**対象となる品目が明確になっておらず混乱**を招いている可能性がある • 回収ボックスの設置が公共施設のみで、土日に排出不可能	• パソコンのうち、**ボックス投入口に入るものを回収対象に追加** • ピックアップ回収の委託先へ、**対象品目一覧を作成・提示** • 土日に対応可能な市のホールにボックスを追加	約1.3倍 （6g/人⇒8g/人）
D市	• ステーション回収でのピックアップ作業で引き渡される品目種類が少ないため、**回収量が伸び悩んでいる**。	• ステーションの組成調査を実施し、その結果をもとに認定事業者と協議。**追加作業が生じない一部品目を回収対象に追加**、基板を認定事業者に引渡し開始	約1.2倍 （287g/人⇒350g/人）
E市	• ボックス回収で一定量の回収は確保できているが、**回収量が伸び悩んでいる**。	• スーパーマーケット、商業施設、イベントホール等の**利便性の高い3か所にボックスを追加**	約1.2倍 （53g/人⇒61g/人）

市町村等向け手引き・マニュアル等

✓ コンサルティングや対策事例等から得られた知見の手引き・マニュアル等への反映を継続し、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や自治体職員向けセミナー等の場を活用し、自治体に横展開している。

市区町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き

【人口50～100万人規模対象の事例】

○ 認定事業者と協定を締結し、**認定事業者による宅配便回収をホームページ、広報誌等により住民に周知**
○ 協定に基づき、宅配便回収による回収量を、自治体の回収量に加算

【人口5～10万人規模対象の事例】

○ 低品位品に分類された小型家電を、**自前の破砕機で破砕**し、認定事業者へ引き渡し、逆有償から有価売却へ転換。また、**嵩が低くなるため運搬費用も抑えられる**

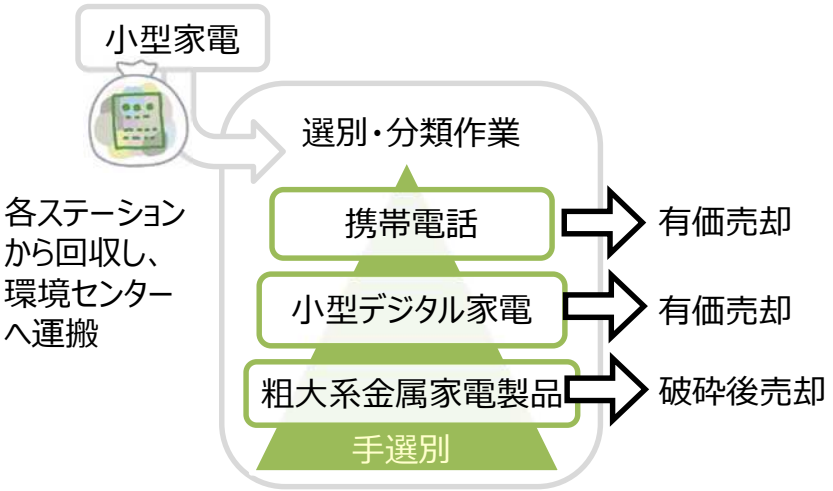

市区町村における小型家電リサイクルの費用便益分析ツール

【輸送回数別輸送コスト比較による検討】

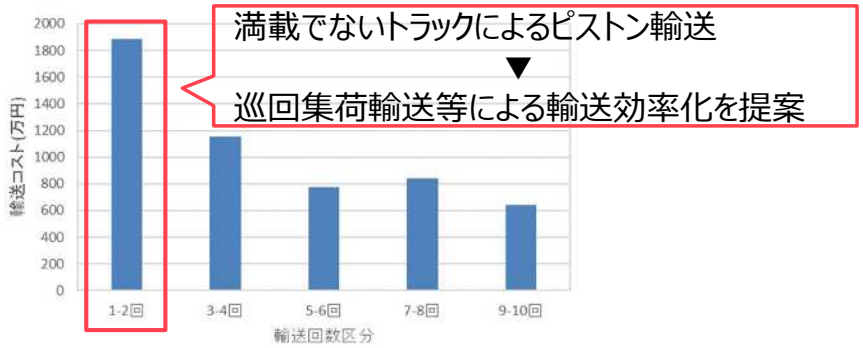

満載でないトラックによるピストン輸送
▼
巡回集荷輸送等による輸送効率化を提案

小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集

【近隣市町村と認定事業者が意見交換を行うことで回収を促進】

○都道府県の呼びかけにより、小型家電リサイクルの取組みが進んでいない地域の市町村と認定事業者が意見交換をする場を作り、課題や克服方法の協議を推進
○市町村や認定事業者の現状や課題を把握することで、小型家電リサイクルの実施に向けた検討
▼
○回収を開始した市町村では、今後回収量が一定量に達したら、認定事業者に売却する計画へ変更

学校教育現場との連携

- ✓ 平成27年度に**都内３箇所の小学校でモデル授業を実施し**、授業用の学習指導案を作成。
- ✓ **授業で実際に活用出来る資料教材、授業展開例の映像**等を盛り込んだ**小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ**を取りまとめ、市町村等に提供。
- ✓ 近年は、**メダルプロジェクトやリチウムイオン電池の適正排出に関するコンテンツ**を拡充。

授業支援パッケージのDVD（環境省HPにも掲載）

授業支援パッケージ案内リーフレット

普及啓発

全国小学校教科別教育研究会でのブース出展

展開

授業での活用の促進

スマートフォン模型教材

関係主体との連携

- ✓ 小型家電リサイクル法の施行以降、市民、行政、企業等の様々な主体が普及啓発活動に取り組んできた。
- ✓ さらに、2017年４月から2019年３月まで実施された「**都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト**」（東京2020大会組織委員会主催）を通じ、様々な関係者が小型家電の回収に参加。
- ✓ 今後も、国民への普及啓発のため、**アフターメダルプロジェクト**を通じた広報普及を実施。

メダルプロジェクトの取組体制

自治体

- 環境省から全国の自治体に協力を要請し、回収ボックス・ポスター等を配布。小型家電リサイクル制度に基づき実施
- 1,741市区町村のうち、1,575市区町村が参画
（90.5%、人口割合では97%：平成31年3月末日現在）

小型家電リサイクル法に基づく認定事業者

全国54社が参加し、イベント回収、宅配便回収、直接回収

企業等と環境省が連携した体制

- トヨタ系ディーラー（全国約6,000店）（トヨタ自動車協力）
- 郵便局（全国約3,500局）（日本郵便協力）
- 家電量販店（全国3,247拠点）
（上新電機、ヤマダ、エディオン、ケーズ、ビックカメラ、ヨドバシカメラetc ）
- 東京メトロ34駅 ・ 全国の商工会（1,500ヵ所）
- 商工会議所 ・ 盛岡市の全て小・中学校
- 栃木県内の全ての小・中学校、高校、特別支援学校 等

取組の様子

岩手県盛岡市

愛知県豊田市

省庁リレー

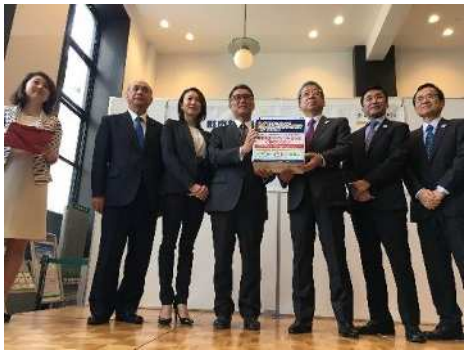

日本郵便

関係主体とのコミュニケーションの促進

- ✓ 様々な関係主体とのコミュニケーションは、メダルプロジェクトのような**関係主体の連携による相乗効果**を発揮する契機になりうる。
- ✓ 自治体、認定事業者等の様々な関係主体の組み合わせにより、**関係主体とのコミュニケーション促進を試行**しながら、関係主体との連携強化につなげるためのポイントを検討中。

認定事業者・市区町村間コミュニケーションの優良事例ヒアリング（2回：令和3年度）

- ✓ **認定事業者と市区町村間**のコミュニケーションを通して、両者のメリットを発揮できる効率的な回収・処理を実現できた事例を対象としたヒアリング

市町村回収と直接回収の情報共有のあり方検討（1回：令和3年度）

- ✓ 市町村が直接回収における回収拠点や回収量を正確に把握し、市民への広報を行うことで、市民の利便性向上や域内回収量を踏まえた効果的な施策の検討につながる
- ✓ **市町村・家電量販店・消費者団体・認定事業者**を交え、効率的な回収方法について議論

都市鉱山とカーボンニュートラルを考える情報交換会（3回：令和3年度）

- ✓ 都市鉱山の有用金属回収がカーボンニュートラルにどう貢献するか、技術・普及啓発の両面から検討
- ✓ **有識者、精錬事業者、認定事業者、自治体、製造事業者等**の多様な関係者との情報共有

国による広報・普及啓発

✓ 小型家電リサイクルの普及啓発を図るため、TVCM、動画、新聞広告、イベント、広報ツール等を展開

学校向け学習教材

サッカーＪリーグ名古屋グランパス・
認定事業者と連携した新聞掲載

学校向け学習教材

リチウム蓄電池対策のポスター

新聞広告

１．本事業の背景と目的･概要

２．本事業の実施内容

（１）施行状況調査

（２）市町村等への支援

（３）小型家電リサイクル制度の普及啓発

３．成果と改善の方向性

改善の方向性　（１）市区町村等の支援と横展開

これまでの成果

市町村の制度参加状況	✓ 全国的に制度参加状況は進展してきた一方、目標達成の目安（年間1kg/人）達成市町村は約25%。回収量の増加に向け、各市町村における**対策の実効性を高めていくフェーズ**。
市町村のコンサルティング等	✓ コンサルティングは累計57市町村実施し、**事例形成／ノウハウ蓄積の方法として機能**している。
ノウハウの蓄積	✓ 市町村等向けに各種マニュアル・ツール・手引きを作成済み。 ✓ 過年度の市町村コンサルティング等で得られた**ノウハウの手引き等への反映を継続**している。
ノウハウの横展開	✓ 全国の市町村に取組を拡げていくには、国が全市町村を直接支援するのは現実的ではなく、ノウハウの横展開は必要不可欠。**ノウハウの横展開の方法のさらなる工夫に努めるフェーズ**。 ✓ 市町村等が対象の会議、セミナー等で説明を聞くだけで他市町村が実際にノウハウを反映できるとは限らない。また、業種間のコミュニケーションが全国的に活発に展開されてきたわけではない。

改善の方向性

✓ **事例形成／ノウハウ蓄積／横展開のさらなる徹底**

✓ 小型家電リサイクルが促進型の制度であることを踏まえ、**特に横展開の実効性を重点的に高めるため**、小型家電の回収、再資源化の効率化に向けた**関係主体のコミュニケーションを通してノウハウを横展開**する場づくりを強化

改善の方向性　（２）小型家電リサイクル制度の普及啓発

これまでの成果

制度の認知度	✓ **小型家電リサイクルの認知度は約60%、市町村の回収方法の認知度はさらに低い**と考えられる。 ✓ 普及啓発の実効性を高めるには、**自治体による情報発信の強化が有効**。
リチウム蓄電池等による火災	✓ 例えばリチウム蓄電池等による火災のように、**各市町村で現に影響・実害が生じ、地域の生活環境の保全上喫緊の課題となっているもの**は、普及啓発についても市町村として優先度は高い。
メダルプロジェクトの連携実績	✓ メダルプロジェクトは、**様々な関係主体の連携による普及啓発等の有効性**を示唆している。 ✓ 様々な関係主体とのコミュニケーションは、関係主体の連携の契機になりうる。

改善の方向性

- ✓ 回収率の向上を実現するため、**消費者の行動変容を実際に促す**ような実効的な普及啓発を目指す
- ✓ 国単独・市町村単独ではなく、小型家電の回収、再資源化の効率化に向け、**関係主体のコミュニケーションを通して普及啓発についても連携**することで、普及啓発の実効性を高める
- ✓ 併せて、普及啓発のコンテンツを、**市町村等にとっての課題・メリットに直接関係する観点（リチウム蓄電池等による火災等）に重点化**
- ✓ **コンサルティング、モデル事業等の支援を通した普及啓発のノウハウ形成**についても強化

具体的な推進方策　関係主体とのコミュニケーション強化

✓ 関係主体とのコミュニケーション強化のため、**過年度業務で得られた知見を元に、具体的な推進方策を検討中**

過年度業務で得られた知見

- ✓ **コミュニケーションの場づくりの試行結果**によれば、①コミュニケーションの目的・テーマ等（場のデザイン）の設定、②処理施設等の現場見学を通してのコミュニケーション、がポイント。
- ✓ 市民が小型家電リサイクルの制度や回収方法を知るきっかけは、自治体発信の情報がメイン。したがって、**地域レベルのコミュニケーション促進を目的とした市町村の支援**が合理的。
- ✓ メダルプロジェクト等を踏まえ、**国が主体となって関係主体間のコミュニケーションを促進**し、具体的な行動変容のための案件形成を図ることも効果的。

具体的な推進方策（検討方針等）

- ✓ **コンサルティング、モデル事業等にコミュニケーションのメニューを追加**し、①場のデザイン、②処理施設等の現場見学の活用、さらに、③手引き等のノウハウの有効活用、④出口戦略（コミュニケーションの場の定着）等の観点から先駆的な提案を採択し支援する。
- ✓ 支援を通して得られたノウハウを引き続き手引き等へ反映し、横展開を図る。
- ✓ 本事業で実施する自治体、認定事業者、小型家電メーカー、市民等の関係主体とのコミュニケーション推進の場を、**行動変容のためのアイデア発掘・案件形成（教育委員会やスポーツイベントとの連携等）等の場（プラットフォーム）**と捉えてデザインし直す。

参考資料

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（令和３年３月１日改正）

◆ 本基本方針は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるもの。
◆ 令和2年11月～12月に実施したパブリックコメントの結果も踏まえて、令和3年3月1日に改正基本方針を公表。改正箇所の概要は次のとおり。

① 量に関する目標	市町村又は認定事業者等により回収され再資源化を実施する量の目標 **【令和5年度までに14万t/年（1人当たり1kg/年）】**（回収率約20%）
② 促進のための措置に関する事項	・各関係者（国、地方公共団体、消費者・事業者、小売業者、製造業者、認定事業者）が取り組むべき措置の一部を次のとおり改正。 〇国は、市町村の参加及び回収量の多い回収方法の採用を促すため、効率的な収集・運搬の社会実装に向けた支援を行うとともに、優良事例の横展開に向けた事例の整理や周知等に取り組むべきことを明示。 〇市町村は、使用済小型家電の回収がリチウム蓄電池使用製品等の安全な処理等につながることも踏まえた適切な回収の推進に努めること、住民に対して、適切な分別方法や回収拠点の場所等の周知を行うとともに、認定事業者や小売店等と連携し、回収拠点の設置数の計画的な拡大と地域特性に応じた最適な回収方法を選択する必要性があることを明示。 〇市町村は、使用済小型家電の回収が当該市町村における処理費用の削減可能性があること等も踏まえ、分別回収に伴う財政的な便益の評価を行うとともに、リチウム蓄電池等に起因する火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらい便益も整理の上、回収方法の採用可否を総合的に判断する必要があることを明示。 〇小売業者は、消費者への適正な排出方法の周知に協力することが求められることを明示。 〇製造業者は、消費者に対し、小型電子機器等にリチウム蓄電池が使用されているかどうか情報提供に努める必要があることを明示。 〇認定事業者は、回収方法の多様化、回収拠点等の拡充やリチウム蓄電池等を安全に処理できる体制を構築し、より多くの資源を回収することが求められることを明示。 〇各関係主体は、小型家電の回収、再資源化の効率化に向けたコミュニケーションに努めるべきであり、また、国は、当該コミュニケーションを促進すべきであることを明示。
③ 個人情報の保護その他配慮すべき事項	・リチウム蓄電池使用製品等の安全処理について、認定事業者が安全な処理体制を構築する社会的意義を認めた上で、関係者が支えていくことが重要であることを明示。

小型家電の回収状況

○ 平成30年度における**小型家電の回収量は100,398トン**となっており、平成25年度に比べて、直接回収量、市町村からの回収量ともに増加しており、全体としては**約4.2倍の増加**となった。

目標：令和5年度までに年間140,000トン

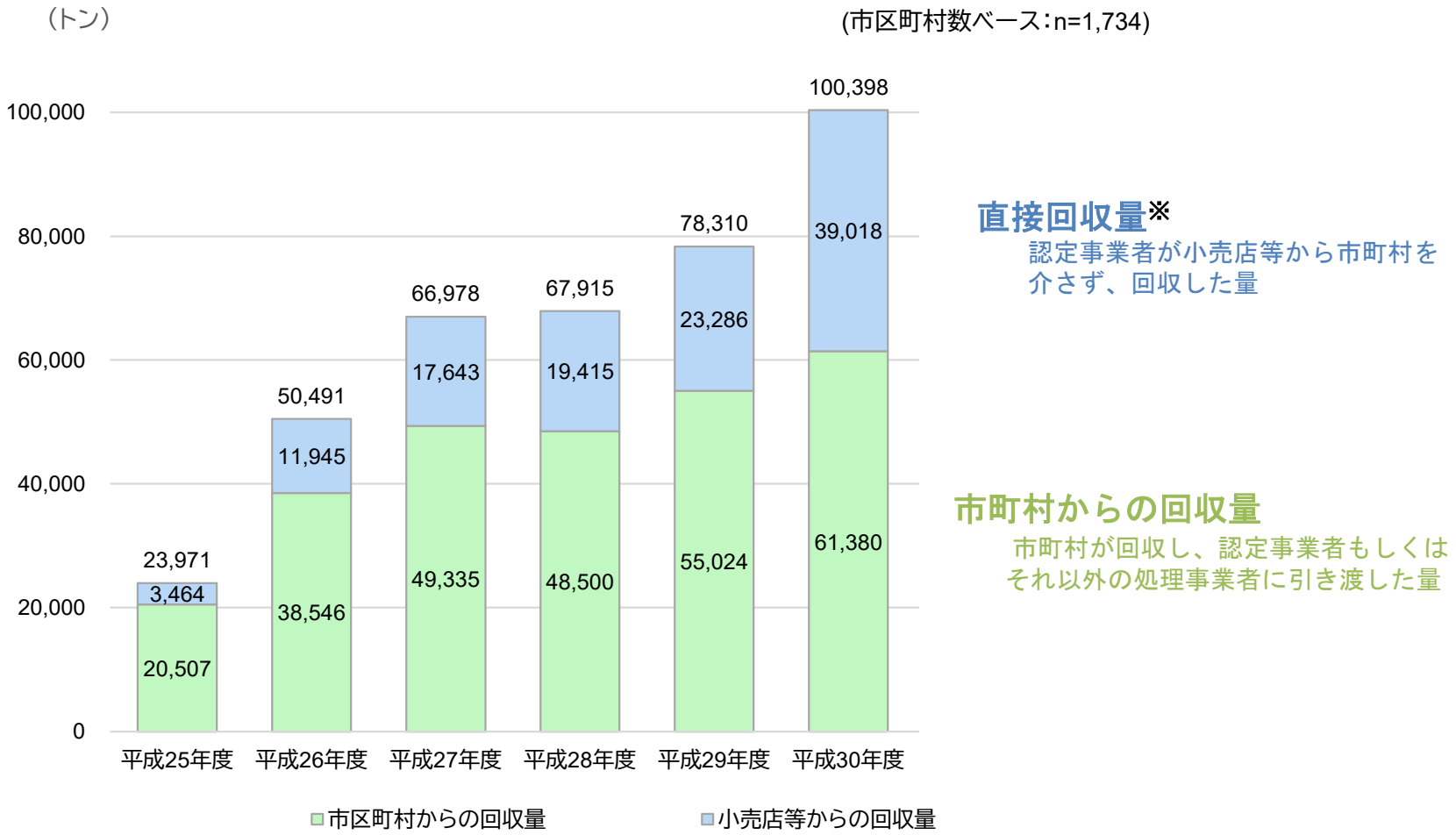

直接回収量※
認定事業者が小売店等から市町村を介さず、回収した量

市町村からの回収量
市町村が回収し、認定事業者もしくはそれ以外の処理事業者に引き渡した量

※メーカー等から家庭系のパソコン・携帯電話を引き取ったもの及び事業者から引き取ったもので、再資源化事業計画どおり処理したものを含む

小型家電の回収状況

○ 小型回収の回収量は着実に増加する一方、回収量の目標値である14万トン達成に向けた目安である**平均１kg/人を達成している市町村は約25%**に留まる。
○ 小型家電リサイクルで採算が取れていない認定事業者は約41%に上る。

小型家電の回収量と再資源化金属価格の推移

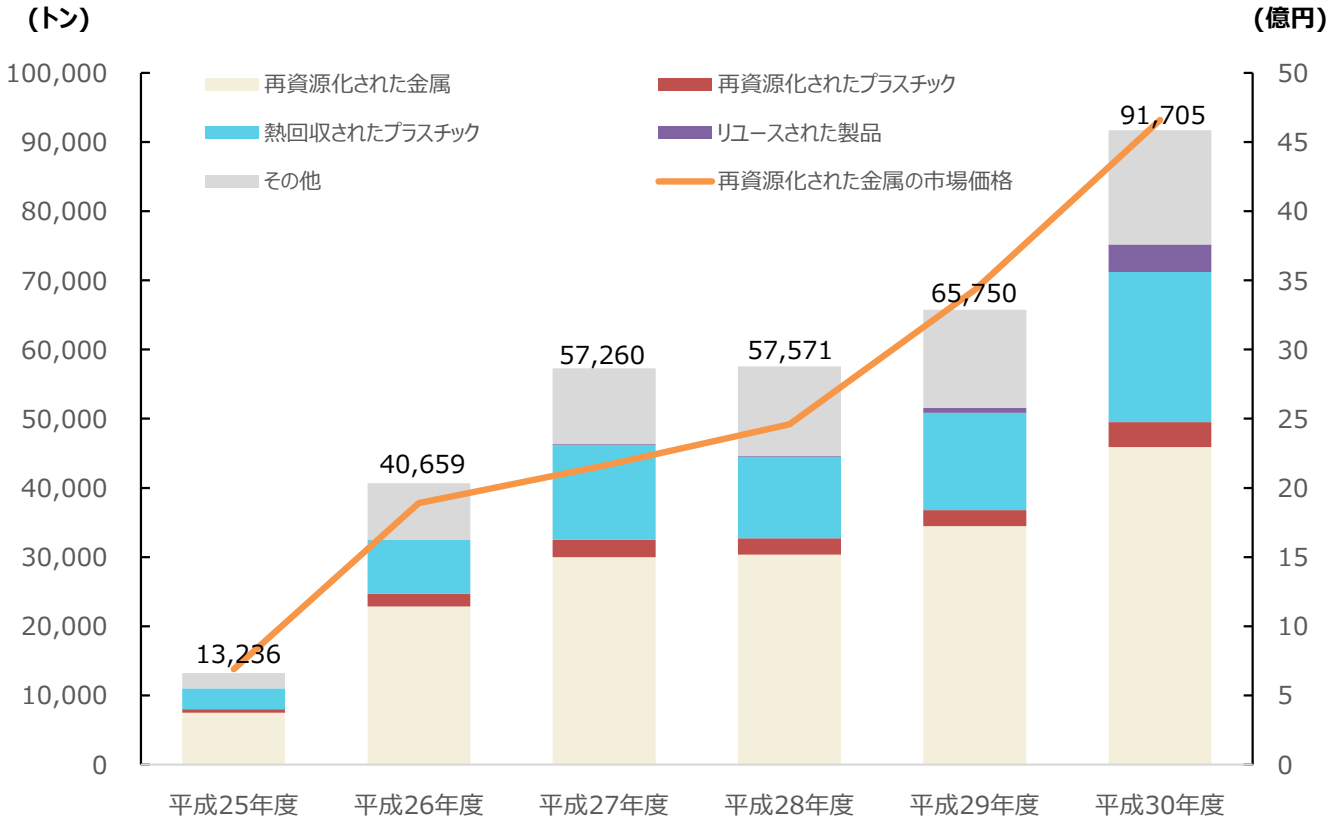

１人あたり年間回収量別の市町村数

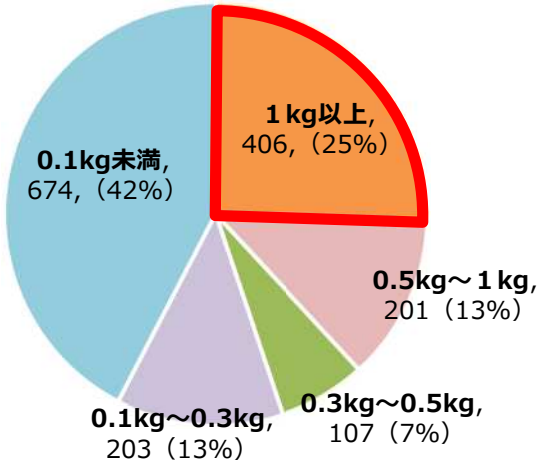

認定事業者の採算状況

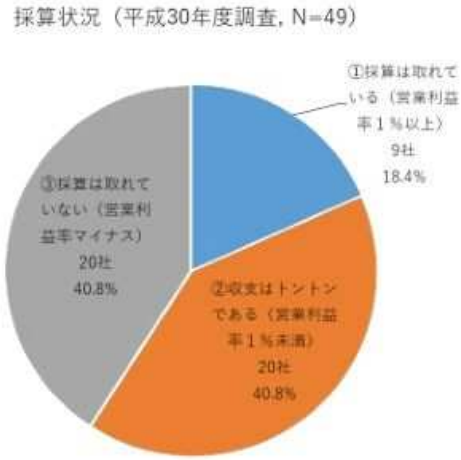

認定事業者の再資源化実績

○ 平成30年度に認定事業者が処理した小型家電の数量91,705トンのうち、
- **再資源化された金属の重量は45,922トン**。
- 再資源化されたプラスチックの重量は3,583トン、熱回収されたプラスチックの重量は21,720トン。
- **回収した使用済小型家電の92%が再生利用等**され、残りの８%が中間処理残渣となっている。

認定事業者が引き取った小型家電の再資源化実績

実績(トン)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
回収した密閉型蓄電池、蛍光管、ガスボンベ、トナーカートリッジの数量	20	87.9	82.8	108.7	132.6	228.3
回収したフロン類の重量	0.4	0.7	0.8	1.3	1.1	2.0
製錬業者に引き渡した金属等の重量	8,582	27,743	36,567	37,985	42,374	54,770
うち再資源化された金属の重量	**7,514**	**22,870**	**29,994**	**30,516**	**34,485**	**45,922**
再資源化されたプラスチックの重量	504	1,863	2,550	2,359	2,304	3,583
熱回収されたプラスチックの重量	3,017	7,781	13,612	11,816	14,063	21,720
再使用を行った使用済小型電子機器の重量	0	0	149	105	672	3,952
中間処理残渣の重量	1,113	3,184	4,298	5,196	6,202	7,449
合計	13,236	40,659	57,260	57,571	65,750	91,705

8%

＜主な内訳＞

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	（金額換算）※	
鉄	6,599t	20,124t	26,326t	26,735t	30,145t	40,049t	8.6 億円	18.5%
アルミ	505t	1,527t	2,023t	1,991t	2,325t	3,029t	0.9 億円	1.9%
銅	381t	1,112t	1,469t	1,552t	1,747t	2,283t	10.4 億円	22.3%
ｽﾃﾝﾚｽ・真鍮	26t	99t	148t	206t	246t	349t	0.3 億円	0.7%
金	46kg	143kg	214kg	181kg	245kg	479kg	22.6 億円	48.5%
銀	446kg	1,566kg	2,563kg	2,272kg	2,646kg	5,441kg	2.9 億円	6.2%
パラジウム	3kg	14kg	21kg	19kg	17kg	18kg	0.9 億円	2.0%

（参考）　各年度の資源価格で換算

6.9億円　18.9億円　21.6億円　24.6億円　34.3億円　46.6億円

（平成30年6月の資源価格では53.3億）

＜主な金属の資源価格※の変化＞

	資源価格（円/kg）平成30年6月	資源価格（円/kg）令和元年6月	平成30年6月比
鉄	29	22	-24.6%
アルミニウム	99	29	-70.7%
銅	558	454	-18.6%
金	4,565,000	4,711,000	+3.2%
銀	59,970	53,180	-11.3%
パラジウム	3,570,000	5,150,000	44.3%

※金属ごとに令和元年6月1日の資源価格で試算。
（資源価格出所）鉄、アルミ、銅、真鍮：日刊市境通信社　メタル・リサイクル・マンスリー
ステンレス、金、銀、パラジウム：アルム出版社　メタルニュース

市町村の小型家電リサイクルへの参加状況

○ 小型家電リサイクルの取組状況等の把握のため、市町村に対し実態調査を行った。
・調査対象：全市町村（特別区含む）1,741市町村（回収数1,634：回収率93.9%）

○ 令和元年7月現在、小型家電の回収・処理の取組については、「実施中」は1,390市町村、「実施に向けて調整中」は17市町村、合計で**1,407市町村(約81%)**であり、**居住人口ベースでは約94%**となっている。

市町村数

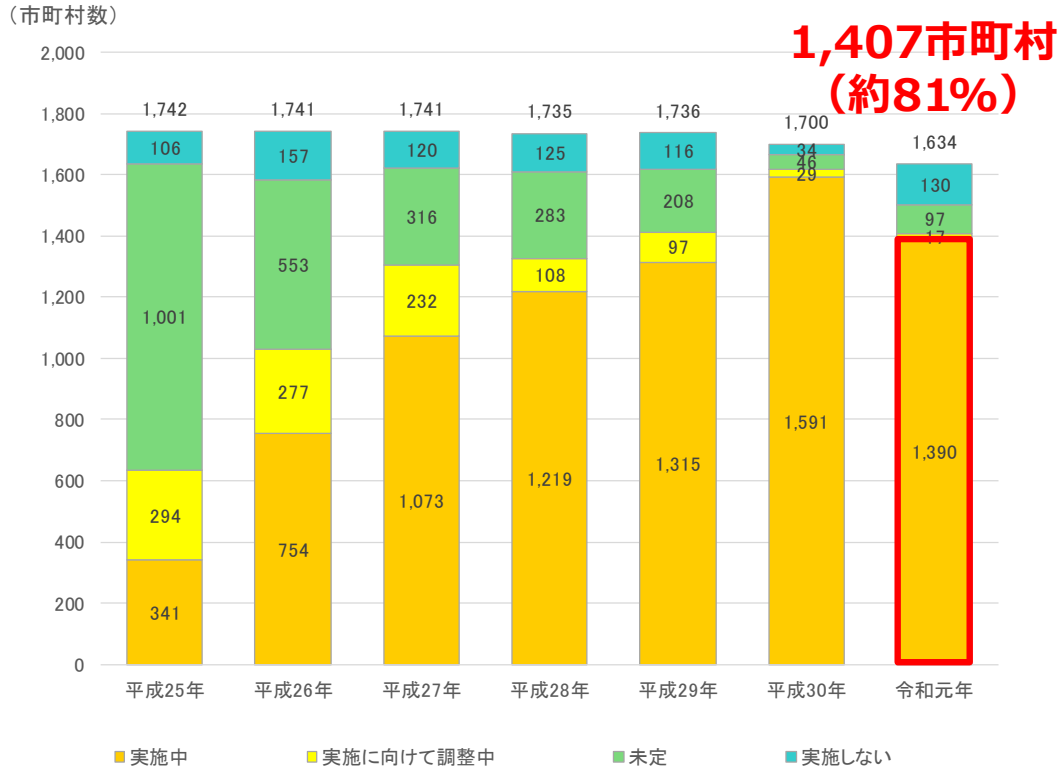

人口ベースでの割合

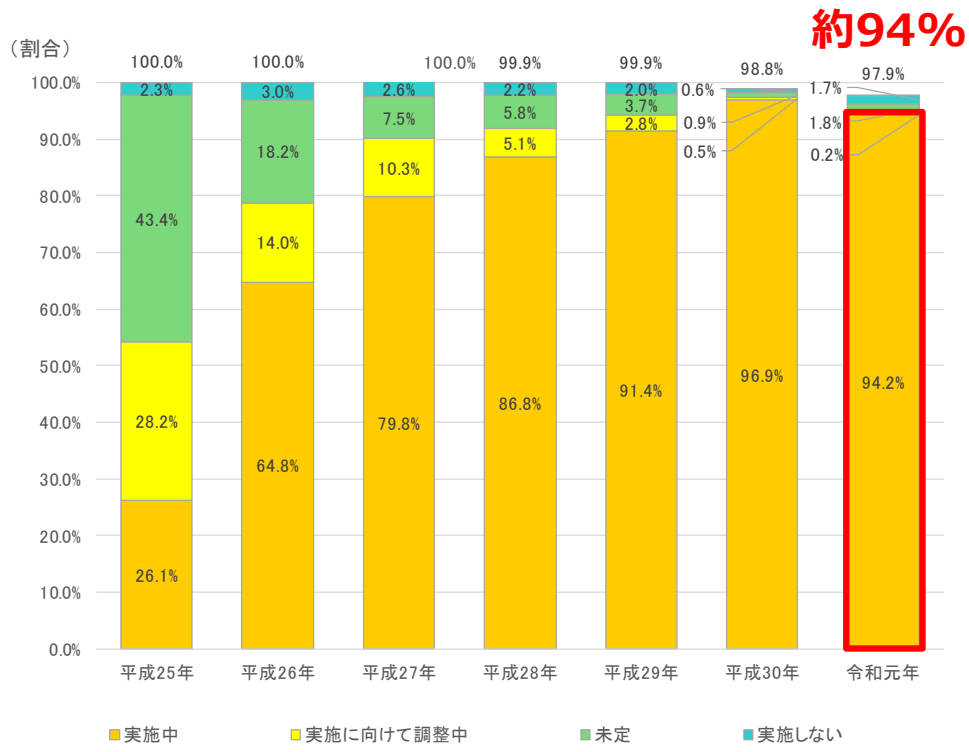

市町村における取組事例

○ 住民へのごみ分別案内のため、チャットボットを導入し、住民の利便性向上とともに、市町村負担の低減に成功している事例がある。本取組では、小型家電の回収拠点も併せて案内している。

○ 小売店と連携し、小売店に回収ボックスを設置し、小型家電の回収量増加を図っている事例がある。

チャットボットの導入

＜概要＞

・チャットボットを活用し、住民にごみの出し方を案内。

・小型家電の排出に際しては、小型家電の回収拠点を案内。

・チャットボット導入により、消費者の利便性向上とともに、市町村負担の低減につながっている。

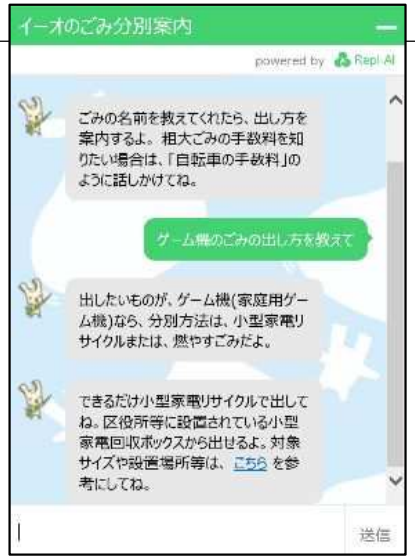

直接回収方法の掲載

＜概要＞

・市町村のホームページにて、小型家電リサイクルの回収方法として、認定事業者の直接回収についても記載。

（出所）藤沢市ホームページ（https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/kurashi/gomi/recycle/recycle/recyclingho.html、2020年12月4日参照）

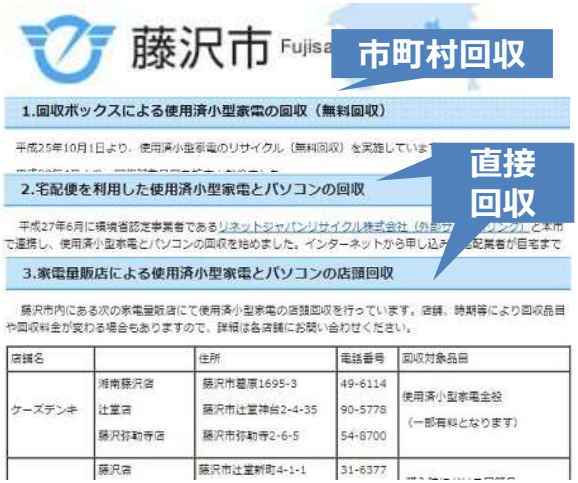

他主体と連携している市町村

＜他主体（小売店）との連携の経緯＞

・市民向けアンケートで、半数の方がスーパーでの店頭回収を希望していた。

・小売店のほうから設置したいと連絡がくることもあった。（ボックスを設置すると集客向上につながるため）

・小売店との連携にあたっては、覚書を交わし、管理と回収の責任は市が負うこととした。

＜役割分担＞

・市はリサイクル推進のため、市民へ店頭回収をPR。

＜実績＞

・小売店と連携した結果、回収量は増加した。

・収集委託費用はかかるが、小型家電が分別された分だけ、広域組合での不燃ごみ処理の負担金が減った。

・市民にとっては、選択肢が増えて利便性が向上。

※市町村ヒアリングに基づき作成

認定事業者による直接回収

○ 認定事業者により、多様な直接回収が実施されている。
○ 認定事業者の直接回収は、小型家電の様々な排出機会を捉え、消費者のニーズに対応し、市町村回収を補完した回収サービスを提供している。

【小売業者による回収】

【家電量販店回収】
・買換え時の排出ニーズを的確に捕捉し、店頭や商品配送時に小型家電を回収。
・インターネット販売時に回収する仕組みもある。

【リユースショップ回収】
・リユースショップ持込時に、不要となった小型家電を回収。

（出所）ブックオフコーポレーションホームページ
https://www.bookoff.co.jp/event/lp/electronic_compact.html

【拠点回収】

・認定事業者が回収拠点を設置し、消費者から小型家電を回収。
・小型家電、金属類、古紙、古着等、家庭で不用になったものをワンストップで引取り。

「エコニコ」：金城産業

「エコ便」：平林金属

【宅配回収】

・インターネットで回収を受け付け、宅配業者が、希望の日時に回収のため消費者宅を訪問。
・市町村と協定を締結し、宅配便回収による回収量を、市町村にフィードバックしている。

小売業者による回収への協力

○ 小売業者の取組としては、**家電量販店、ホームセンター、スーパー等が、認定事業者や市町村と提携して小型家電の回収に協力**している事例あり。
○ 買い替えのタイミングでの回収や日常生活における利用頻度が高い場所での回収は、**消費者の利便性が高く、回収量の増加が期待**される。

取組事例① 家電量販店での回収

※認定事業者と提携して、小型家電リサイクルに取り組む家電量販店：

・ケーズデンキ （㈱リーテム）
・ジョーシン （豊通マテリアル㈱）
・エディオン （㈱イー・アール・ジャパン）
・ヤマダ電機 （東金属㈱）
・ビックカメラ／コジマ （リネットジャパン㈱）
・ヨドバシカメラ （㈱リーテム／リネットジャパン㈱）

店頭回収

帰り便回収

取組事例② ホームセンターでの回収

・ホームセンターと認定事業者が提携して、ホームセンター駐車場に回収拠点を設置。

・回収にあたっては、ホームセンターで使用できる商品券と交換できるポイントを付与。

取組事例③ スーパーでの回収

・市町村とスーパーが連携し、回収ボックスを店舗に設置。

・公共施設の拠点に比べ、大幅な回収の増加となっている。

（出所）フジ ホームページ
https://www.the-fuji.com/store/shop/ehime/grand_matsuyama.html

対策事例の横展開

○ 平成30年４月に施行された廃棄物処理法の一部を改正する法律も踏まえ、引き続き、**自治体職員向けセミナー**等を通じて、違法回収業者の取締りの徹底に向けた取組を行う
○ このような**市町村等が対象の会議・セミナー等の場を活用**し、小型家電リサイクルに関するノウハウの横展開に努めている

これまで（平成27～30年度）の取組

○自治体職員向けセミナーの実施

町中を巡回する違法回収業者やヤード業者の指導・取締り等について、取締り実績のある自治体職員から、具体的な事例を踏まえた対応方針を講演するセミナーを全国で開催

	参加自治体職員数
平成27年度	419名
平成28年度	258名
平成29年度	340名
平成30年度	221名

○モデル事業の実施

平成27年度：違法回収業者に廃家電等を排出しないよう住民周知する広報の手法についてモデル事業を実施。
平成28年度：都道府県、市町村の廃棄物担当者による検討会を設置し、取締りまでの行程を検討するモデル事業を実施。自治体職員向けに違法な廃棄物回収業者の指導・取締強化のための手引きを作成。
平成30年度：有害使用済機器の規制を踏まえて、違法な廃棄物回収業者の指導・取締強化のための手引きを改訂。住民向け普及啓発用チラシの市町村が活用できるひな形の作成。

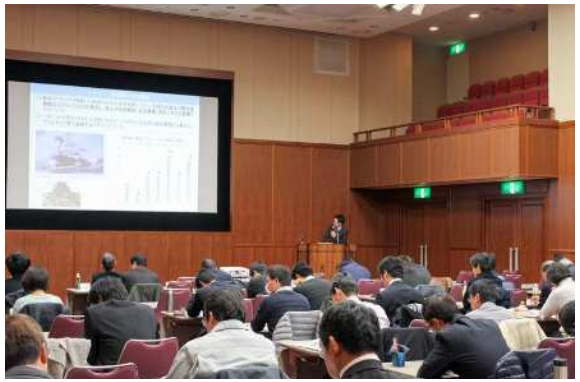

自治体職員向けセミナー

○優良事例のとりまとめ

違法回収業者の取締りや住民向け広報に関する優良事例集をとりまとめ、平成28年４月に全国市町村に共有

小型家電リサイクル法の認知度

○ 小型家電リサイクルの認知度として、**「取組みの意義も含めて知っていた」のは２割強にとどまり、「聞いたことはあった」を含めると６割弱となった**。
○ 小型家電リサイクルの取組みを知ったきっかけとしては、**回収方法を知ったきっかけと同様、自治体発信される情報**との回答が多かった。
→国からの発信を継続すると共に、自治体から一般消費者に対して効果的な普及啓発をモデル事業・優良事例の横展開や回収時の支障解決等のコンサルティングを通して強化していく必要がある。

【小型家電リサイクルの認知度】

平成25年度アンケート結果

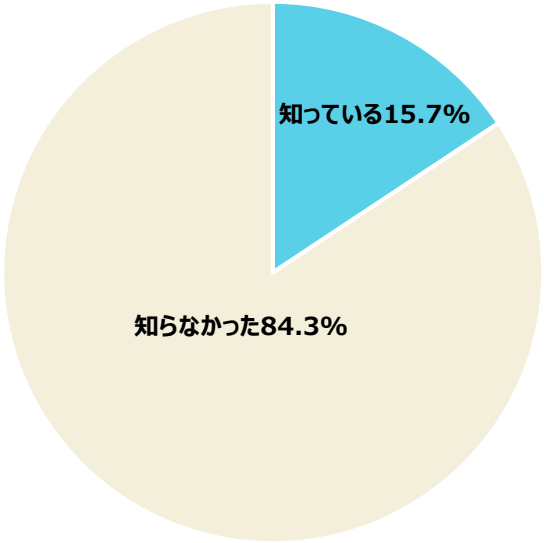

n=59,919

平成30年度アンケート結果

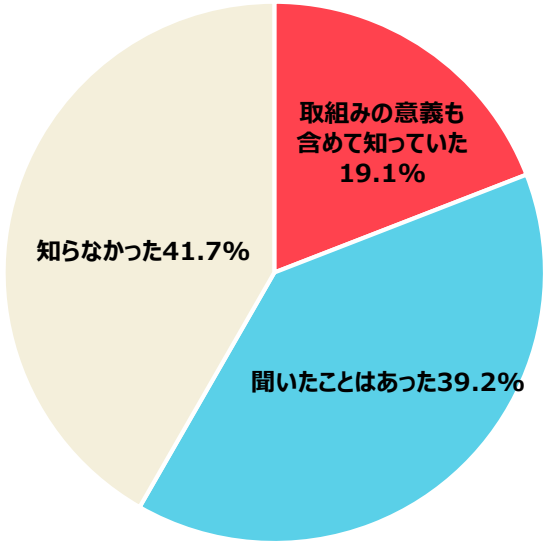

n=3,747

住民への効果的な周知

○ 消費者の小型家電リサイクルの認知度は６割程度であり、市町村の回収方法等の認知度は更に低いと考えられる。また、小型家電リサイクルの認知度については近年概ね横ばいとなっている。
○ 市町村による回収拠点の一元的管理（情報提供の一元化）やチャットボットの活用、小売店における小型家電の販売時の周知徹底、国のアフターメダルプロジェクトとの連携等により、消費者の認知を高めることが重要である。

小型家電リサイクル制度の認知度

✓ 小型家電リサイクルの取組の認知度は６割程度。
✓ 市町村の回収方法についての認知度は更に低いと考えられる。

市町村による回収情報の一元的管理

市町村において、市町村回収ルート以外の回収拠点も一元的に把握。ワンストップで消費者がアクセスできるよう、情報の一元化を図る

⇒詳細はP.41

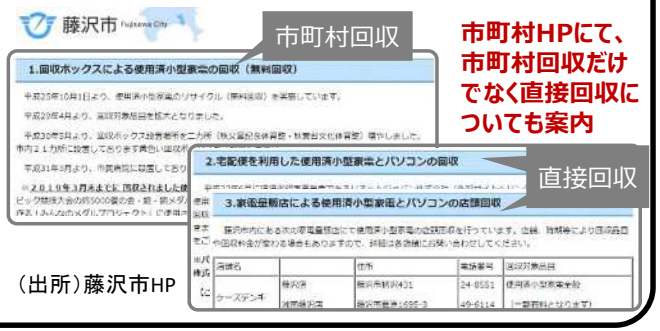

（出所）藤沢市HP

チャットボットを活用した情報発信

チャットボットでごみの出し方を案内。

⇒詳細はP.40

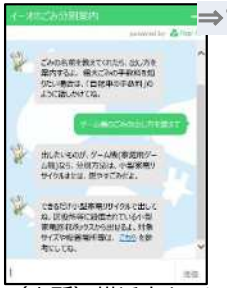

（出所）横浜市ホームページ https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/gakushu/chatbot.html、

小売店等の販売時の周知徹底

販売時にリサイクル方法を案内

⇒詳細はP.40

（参照）リネットジャパングループ株式会社 2017年9月期決算説明資料 p.15

アフターメダルプロジェクトと連携

メダルプロジェクトの成果をレガシーとし、継続して取り組み。

取組事例
✓ スペシャルオリンピックスと連携
✓ 地域のスポーツ大会
✓ 生活動線に立地する拠点での回収促進
✓ 教育機関での回収
✓ 障がい者等の働き口拡充

自治体の普及促進の支援

国民に対する小型家電リサイクル法の認知度向上と、適正な排出行動に移すための普及啓発を目的として、各自治体で検討する小型家電リサイクル制度を通じた地域における資源循環、適正排出を促すモデル事業を実施

例）秋田県大館市

「公用車ラッピング事業」
テーマを都市鉱山とゼロカーボンとし、市内の小中学校　児童・生徒へラッピング図案を募集、要綱と共にパンフレットを全校配布し制度の周知、ごみ収集車へラッピングを施して小電リサイクルについて発信

一般廃棄物処理におけるリチウムイオン蓄電池等の現状

○ リチウム蓄電池（リチウムイオン電池を含む二次電池）については、小型でエネルギー効率が高く、また経済的に優れていることから、その普及が進み、様々なモバイル機器に導入されている（以下「リチウム蓄電池等」という。）（廃棄物としての排出も増加傾向）。

○ リチウム蓄電池等が廃棄物となった際に、適切な廃棄物の分別区分として排出されず（不燃ごみや容器包装プラスチック等）、パッカー車やごみ処理施設の破砕機等で衝撃が加わった際に出火し、大規模な火災事故につながるケースがある。

○ 出火の原因になるものとしては、小型で安価なものが多い傾向がある（加熱式たばこ、モバイルバッテリー、ハンディクリーナー等：側がプラスチックのものが多く、ユーザーとして危険性や適切な分別区分が把握しにくい。）

火災等の発生は人命にかかわるばかりでなく、地域のごみ処理の停滞や莫大な施設修繕費の発生等につながる可能性がある。各自治体において、早急な対策実施等の対応が必要。

一般廃棄物処理における火災の年間規模別発生件数（令和元年度分）
（令和2年リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務結果より）

対象自治体数：301	1～10件（自治体数）	10～50件（自治体数）	50～100件（自治体数）	100件～（自治体数）	発生件数合計（件数）
1．火花が発生（煙、出火なし）	25	8	3	2	1,212
2．煙が発生（出火なし）	70	15	5	2	1,910
3．出火し、自力で消火	120	18	17	8	4,488
4．出火し、消防隊により消火	52	1	0	0	87
5．その他	9	5	3	6	2,035

関係主体とのコミュニケーション
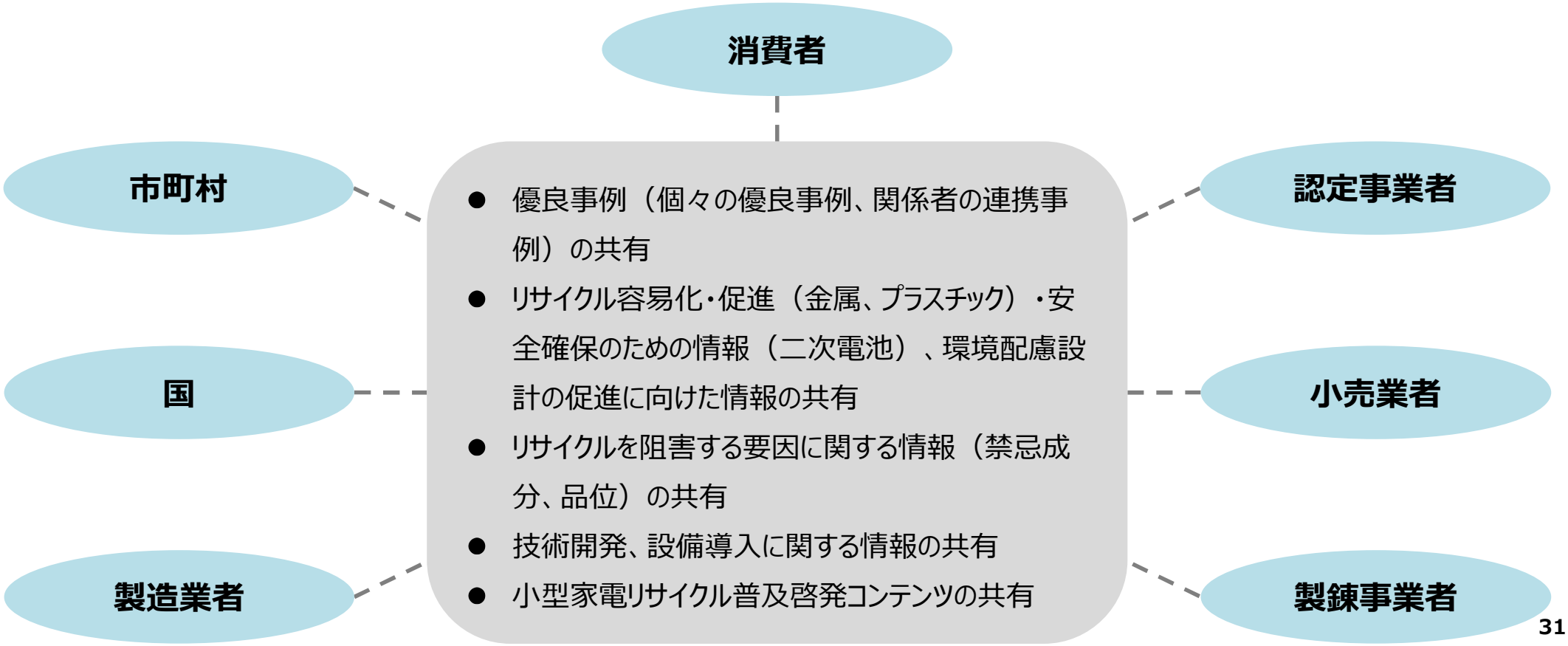
- ✓ 小型家電リサイクルは、認定事業者だけでなく製造事業者や製錬事業者等、多くの関係主体が関わる。
- ✓ したがって、リチウムイオン電池等の安全確保、リサイクルを阻害する要因の共有等、小型家電の回収、再資源化の効率化に向けては、**関係主体間（業種間）のコミュニケーションが効果的**。
- ✓ 本事業の実施内容（１）市町村等の支援と横展開、（２）小型家電リサイクル制度の普及啓発とも、**関係主体からなる横断的なコミュニケーション**を、目的に応じて**国レベル・地域レベル**で促進できるかが鍵となる。